

## WIPO 特許法常設委員会の 国際的な議論について

国際活動センター 国際政策研究部

東野 匡容  
赤染 陽子

### ★ WIPO 特許法常設委員会とは？



特許法常設委員会（Standing Committee on the Law of Patents、以下 SCP と称す）は、WIPO が 1998 年に設立した、特許法分野の国際的な議論を行う専門的な常設委員会です。特許制度の調和、情報共有、国際開発における指針の策定を目的として、加盟国や政府間機関、非政府組織等の専門家が定期的に会合を開いています。

### ★いつ開催、誰が参加したの？



近年は年 1 回開催され、直近では 2025 年 11 月 3～7 日に WIPO 第 37 回特許法常設委員会（SCP/37）がスイス・ジュネーブで開催されました。日本特許庁（JPO）など 92 カ国の締約国、欧州特許庁（EPO）など 5 つの国際機関や非政府組織（NGO）23 団体（日本弁理士会（JPAA）含む）が参加しました。

### ★ SCP/37 の議題



①特許権の例外と制限、②特許の質（異議申立制度、自発的分割、発明者要件、AI ツール）、③特許と健康、④クライアントと特許アドバイザー間の秘匿特権、⑤技術移転（大学発明、SEP と FRAND ライセンス）について議論がなされました。

### ★注目すべき議論について



今回は JPAA からステートメントを提出し、7 つの議題について発言しました。抜粋して以下に示します。

（SCP/37/3）①特許権の例外と制限「農業従事者及び／又は育種家による特許発明の使用に関する例外規定」について、JPAA からは、次の発言を行いました。

農業・育種分野は、産業構造、伝統、食料安全保障等の実情が各国ごとに大きく異なるため、一律に例外規定を義務化する画一的な国際ルールを導入せず、特許制度の透明性向上及び実証的研究の推進を行うための議論を期待したい。日本では、特許法のみならず、種苗法及び地理的表示の保護と組合せて、発明のインセンティブと農業の自由のバランスを確保しているため、例外規定を設けずとも、特許発明の利用に起因する深刻な法的紛争や社会的問題は顕在化していない。

（SCP/37/4）②特許の質「特許出願の自発的分割」について、加盟国・地域特許庁の実務を基に、その概念、歴史、戦略的意義、ダブルパテントや競争上の懸念、国際条約との関係を中立的に整理・比較した説明が行われ、JPAA からは、次の発言を行いました。

任意分割の価値及び問題点について様々な議論があることを理解している。一方で、出願人は現在利用可能な任意分割制度の枠組みの中で出願戦略を立てており、突然制度が変更されると自国だけでなく他国の出願人にとっても影響が大きい。2010 年に EPO が分割可能期間を制限したときは、日本国内においても出願人は対応に追われた。

現在はこの問題は解消していると承知しているが、当時は多くの弁理士が対応に苦慮していた。各国においても、制度を変更する際には、自国だけでなく他国の stakeholder の意見もよく検討してほしい。

(SCP/37/6) ②特許の質「AI ツール」特許審査手続きにおける活用に関し、JPAA は、AI 利活用ガイドラインを紹介し、アクセス QR コード（登録商標）を SCP Electronic Forum（下記 URL 参照）に提供しました。



③特許と健康「特許、医薬品、ワクチン情報公開データベースの取り組み」に関する最新情報について説明、パネリストのプレゼンテーションがありました。この議案について、JPAA は下記の通り発言しました。

医薬品には、特許技術のみならず一定の品質が保証された製品を、安定的に生産・供給できる社会・医療インフラ、並びに、種々のノウハウやシステム等も必要である。医薬品およびワクチンを含む医療技術に関する特許状況情報の一般公開データベースは、透明性の向上および医療技術に関連する製品への公平なアクセスの確保に役に立つと考えますが、このような公開データベースの作成や公開がイノベーションの促進を妨げないことにも注意すべきだと考える。

④クライアントと特許アドバイザー間の秘匿特権について、JPAA からは、次の発言を行いました。

クライアントと特許アドバイザー間の通信の秘密保持は特許制度の濫用を許すものではなく、国際ビジネスと投資を支える重要な法的基盤である。日本の弁理士制度における強固な秘匿特権を踏まえ、最低基準を設けるソフトウェア的アプローチによる国際的議論の継続が最適である。

最後に、事務局から、クライアントと特許アドバイザー間の通信の秘密保持に関する各国の法律・実務をまとめた SCP ウェブページを、加盟国提供情報（近年はエジプト等や EPC 関連情報等）を反映して更新しており、今後とも要望に応じて継続的に更新していく旨が説明されました。

(SCP/37/8) ⑤技術移転「大学発明」について、JPAA からは、「日本では承認 TLO 数は 30 機関に達し製品化事例も増加している。技術移転は、自国及び開発途上国・新興国の産業活性化をもたらすと考えられる。JPAA は、海外の技術移転に関する活動として、外国の特許制度や知的財産権に関する無料相談会を実施している。大学における発明創出だけでなくその権利活用及び改良発明の創出促進を考えた場合、大学が基礎研究の段階であっても権利取得できるようにすることが望ましく、そのような法整備が各国でなされることを期待する。」と発言しました。

(SCP/37/9) ⑤技術移転「SEPs と FRAND ライセンス」について、JPAA は、「日本において、アップル対サムスン事件以来、10 年以上、標準必須特許の紛争に関する主要な裁判例は現れなかったが、2025 年に入り、Pantech 対 Asus Japan 事件、Pantech 対 Google 事件が発生した。これらの裁判例を参考としつつ、ライセンスのあり方や紛争解決制度について、より合理的なロイヤリティの算定の明確化、標準必須性やライセンスのあり方について、さらに議論する必要があると考える」と発言しました。

## ★議長サマリー



SCP の義務を損なうことなく次回会合における委員会の作業を事実調査に限定して現段階では調和に至らないこととする、に対して 1 か国は反対を表明しましたが、概ねの加盟国は同意し（クロードミーティングは深夜まで続きました）、今後の作業について以下の通り決定されました。

### ・特許権の例外及び制限

- 私的及び／又は非商業的使用に関する例外に関する参考文書案を作成し、SCP/38 に提出する。
- 加盟国からの意見に基づき、国防に関連する発明に関する国内／地域法規定（特許権の例外または制限に関するもの）をまとめた参考文書案を作成し、SCP/39 に提出する。
- 加盟国から入手した、強制実施権および政府による使用に関する法規定、ならびに医薬品の調剤の例外に関する最新情報に基づき、文書 SCP/30/3 および SCP/36/3 の補足資料を作成し、SCP/39 に提出する。

### ・異議申立制度を含む特許の質

- SCP/36 における委員会の合意に基づき、効果的な特許審査手続きのための AI を含む様々なツールの活用、

および知的財産庁がこれらのツールの開発、展開、および利用において直面する課題に関する共有セッションを SCP/38 で開催する。

### ★会期を終えて



SCP の定期的な会合は、イノベーションを促進し、バランスの取れた知的財産制度の発展を目指すグローバルな枠組みの場であることより、JPAA としてもその議論の行方をウォッチングし、かつ働きかけしていく必要があります。今後も、議論の動向をみなさまに報告してまいります。

### ★関連サイト URL



・ 詳細な報告は日本弁理士会電子フォーラムに掲載されています。日本弁理士会員の方はこちらもご参照ください。

[https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br\\_serial=7&br\\_sub\\_serial=102&sortOrder=0&view\\_id=18479](https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=7&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=18479) (2026 年 3 月 25 日閲覧)

・ SCP

[https://www.wipo.int/meetings/ja/topic.jsp?group\\_id=61](https://www.wipo.int/meetings/ja/topic.jsp?group_id=61) (2026 年 3 月 25 日閲覧)

・ SCP/37 Meeting documents 第 37 回 SCP 会議資料

[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=86309](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86309) (2026 年 3 月 25 日閲覧)

・ SCP Electronic Forum: Comments and Documents (SCP/37) 第 37 回 SCP 電子フォーラム：コメント及び資料

[https://www.wipo.int/en/web/scp/electronic-forum/meetings/session\\_37/comments\\_received](https://www.wipo.int/en/web/scp/electronic-forum/meetings/session_37/comments_received) (2026 年 3 月 25 日閲覧)